

建設業法施行令の一部改正に伴う取扱いについて

建設業法施行令の一部が改正され、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる発注者から直接請け負った建設工事における下請契約の請負代金の額等が引き上げられるとともに、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額が引き上げられることに伴い、本市の取扱いについて次のとおり見直します。

1 建設業法施行令の改正内容

- (1) 特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額
 - 建築一式工事以外の工事の場合 (現行) 3,000 万円 → (変更後) 4,000 万円
 - 建築一式工事の場合 (現行) 4,500 万円 → (変更後) 6,000 万円
- (2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額
 - 建築一式工事以外の工事の場合 (現行) 2,500 万円 → (変更後) 3,500 万円
 - 建築一式工事の場合 (現行) 5,000 万円 → (変更後) 7,000 万円

2 改正建設業法施行令の施行日

建設業法施行令の改正は、平成28年6月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、全ての工事について改正後の基準が適用されます。

3 建設業法施行令改正に伴う本市の取扱い

- (1) 特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額変更に伴う取扱い
工期途中における監理技術者から主任技術者への途中交代
施工中である予定価格 6,000 万円未満の工事における下請契約の請負代金額が、4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）未満である場合、工期途中においても監理技術者から主任技術者への途中交代を認めます。ただし、途中交代にあつては、次の措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することを条件とします。
 - ・元請業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定すること
 - ・工程上一定の区切りと認められる時点とすること
 - ・工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること
- (2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額に伴う取扱い
 - ア 監理技術者の専任緩和
平成28年度中に発注する予定価格 6,000 万円以上の工事で請負金額が 7,000 万円未満の建築一式工事における監理技術者の配置について、合計で2件の工事の兼任を認めます。
 - イ 工期途中における技術者の専任から非専任への変更
工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することを条件に、請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満である場合、工期途中においても専任技術者を非専任に変更することを認めます。
- (3) 適用時期
平成28年6月1日から適用します。なお、5月公告案件の入札可能件数については、従前のとおり 2,500 万円（建築一式工事の場合は、5,000 万円）を基準としますが、工事に技術者を配置する際の専任要件については、今回の取扱いを適用します。
 - (例) 工事に未配置の技術者（営業所専任技術者を除く。）を配置予定で、当該工事（建築一式工事以外）の入札金額が 3,000 万円の場合、従前の基準により、1件のみ入札が可能となりますが、受注後、当該工事に配置する際は、今回の取扱いを適用するため、非専任とします。

平成26年3月
(平成27年4月改正)
(平成28年6月改正)
堺市

主任技術者、監理技術者及び現場代理人の専任緩和について

本市が発注する工事に配置又は配置予定の主任技術者、監理技術者及び現場代理人の専任及び常駐（以下「専任」という。）に係る取扱い並びに監理技術者等の専任を要しない期間の設定について、下記のとおり取り扱うものとします。

記

1 主任技術者の専任緩和

これまで、主任技術者については、予定価格 250 万円超の工事において、請負代金の額に関係なく、当該工事に専任するものとしておりましたが、全国的に建設工事の技術者が不足していること等による課題から、国土交通省より 1 件の請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上の工事に配置する主任技術者について、一定の条件を満たした場合、工事の兼任が可能である旨の通知が行われました。よって本市においても、条件を満たした場合、合計で 2 件の工事の兼任を認めるものとします（他自治体及び民間発注工事を含む。）。また、これに伴い、単価契約による工事及び 1 件の請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）未満の工事についても前述内容との整合を図るため、合計で 2 件の工事の兼任を認めるものとします（他自治体及び民間発注工事を含む。）。

- (1) 1 件の請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上の工事の場合【専任の主任技術者の兼任】（建設業法施行令第 27 条第 2 項関係）

ア 次の条件を全て満たすことが必要です。（※詳細は資料 1 を参照）

- (ア) 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること
- (イ) 工事現場の相互の距離が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること
- (ウ) 事後審査書類提出時に既に工事に配置している主任技術者、監理技術者（(4) に該当する場合に限る。）、現場代理人又は他の技術者（監理技術者又は主任技術者以外の技術者をいう。）（以下、これらを「主任技術者等」という。）との兼任であること。なお、兼任申請内容の確認を事後審査で行うため、上記(ア)及び(イ)を満たす可能性がある主任技術者等がいる場合でも、入札参加資格審査申請時点で当該主任技術者等を配置可能な技術者としてみなすことはできませんので、入札参加申請本数に含めないようにしてください。

例：土木工事を希望している A 社では主任技術者資格を持つ技術者を 3 名雇用しており、うち 1 名を主任技術者として既に工事に配置し、他 2 名をいずれの工事にも配置していない場合、2 件まで 3,500 万円以上の案件に入札参加申請できる（3,500 万円以上の案件に 3 件入札参加申請することはできない）。

イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書（別紙 1）」を提出してください。

- (ア) 既に工事に配置している主任技術者等を落札候補となった本市発注工事の主任技術者と兼任させる場合
⇒事後審査時に提出
- (イ) 既に本市発注工事に配置している主任技術者を他自治体又は民間発注工事の主任技術者等と兼任させる場合
⇒他自治体又は民間発注工事の契約締結前に提出

(2) 単価契約による工事及び1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満の工事の場合

ア 原則、主任技術者の兼任を可能とします。ただし、営業所専任技術者を主任技術者として配置する場合は、営業所における専任義務があるため、工事への配置を1件のみ認める（工事の兼任は認めない。）ものとします。

なお、当該工事の変更契約により、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となった場合は、専任義務が発生するため、兼任を認めませんので、当該工事又は兼任している工事のいずれかに新たに配置する技術者が必要となります（上記（1）に該当する場合を除きます。）。

イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書（別紙1）」を提出してください。

(ア) 既に工事に配置している主任技術者等を落札候補となった本市発注工事の主任技術者と兼任させる場合

⇒事後審査時に提出

(イ) 既に本市発注工事に配置している主任技術者を他自治体又は民間発注工事の主任技術者等と兼任させる場合

⇒他自治体又は民間発注工事の契約締結前に提出

(3) 上記1（1）及び（2）により兼任配置した工事において、建設業法第26条の3に定める主任技術者の職務等を誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとします。

(4) 監理技術者として配置している者との兼任については、次に該当する場合のみ認めるものとします。

ア 本市（上下水道局を含む。）発注工事に配置した監理技術者との兼任の場合は、下記2（1）に規定する請負金額内の工事に配置している者との兼任であること。

イ 他自治体又は民間発注工事に配置した監理技術者との兼任の場合は、非専任で配置している者との兼任であること。

(5) 請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置している監理技術者は兼任できませんのでご注意ください。

(6) 他自治体又は民間発注工事の主任技術者等と本市発注工事の主任技術者を兼任しようとする場合は、その発注元の許可を得た上で、本市に兼任の申請を行ってください。

2 監理技術者の専任緩和

これまで、監理技術者については、予定価格6,000万円以上の工事において、請負代金の額に関係なく、当該工事に専任するものとしておりましたが、建設業法施行令の改正により、専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額が変更となりました。よって、監理技術者の配置について、一部の工事に限定し、合計で2件の工事の兼任を認めるものとします（他自治体及び民間発注工事を含む。）。

(1) 平成28年度中に本市が発注する予定価格6,000万円以上の建築一式工事に配置する監理技術者で、かつ、当該工事の請負金額が7,000万円未満の場合に限り、次の要件を満たすことを条件として、合計で2件の工事の兼任を認めるものとします。

ア 本市（上下水道局を含む。）発注工事に配置した監理技術者との兼任の場合は、請負金額が7,000万円未満の工事に配置している者との兼任であること。

イ 本市（上下水道局を含む。）発注工事に配置した主任技術者又は現場代理人との兼任の場合は、単価契約による工事及び1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の工事に配置している者又は上記1（1）に該当する者との兼任であること。ただし、当該主任技術者又は現場代理人が営業所専任技術者である場合は兼任を認めません。

ウ 他自治体又は民間発注工事に配置している監理技術者との兼任の場合は、非専任で配置している者との兼任であること。

(2) 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書（別紙1）」を提出してください。

ア 既に工事に配置している主任技術者等を落札候補となった本市発注工事の監理技術者と兼任させる場合

⇒事後審査時に提出

(イ) 既に本市発注工事に配置している監理技術者を他自治体又は民間発注工事の主任技術者等と兼任させる場合

⇒他自治体又は民間発注工事の契約締結前に提出

(3) 上記2（1）により兼任配置した工事において、建設業法第26条の3に定める監理技術者の職務等を誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとします。

(4) 上記2（1）に基づき監理技術者を兼任した場合において、変更契約により1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった場合は、兼任しているいずれかの工事の技術者を変更してください（上記1（1）に該当する場合を除きます。）。

(5) 請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置している監理技術者は兼任できませんのでご注意ください。

(6) 他自治体又は民間発注工事の主任技術者等と本市発注工事の監理技術者を兼任しようとする場合は、その発注元の許可を得た上で、本市に兼任の申請を行ってください。

3 現場代理人の専任緩和（公共工事標準請負契約約款第10条第3項関係）

これまで、現場代理人については、予定価格250万円超の工事において、請負代金の額に関係なく、当該工事に専任するものとしておりましたが、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、次の条件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとします。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合に限りです。

(1) 1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上の工事の場合

ア 次の条件を全て満たすことが必要です。（※(エ)及び(オ)の詳細は資料1を参照）

(ア) 本市（上下水道局を含む。）発注工事であること

(イ) 公告等において、兼任不可の条件が付された工事ではないこと

(ウ) 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと

(エ) 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること

(オ) 工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること

(カ) 事後審査書類提出時に既に本市発注工事に配置している主任技術者等との兼任であること。なお、兼任申請内容の確認を事後審査で行うため、上記(ア)から(オ)までを満たす可能性がある主任技術者等がいる場合でも、当該主任技術者等を入札参加資格審査申請時点で配置可能な現場代理人としてみなすことはできませんので、入札参加申請本数に含めないようにしてください。

例：上記1（1）ア(ウ)と同様

イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書（別紙1）」を提出してください。

・既に本市発注工事に配置している主任技術者等を落札候補となった本市発注工事の現場代理人と兼任させる場合

⇒事後審査時に提出

(2) 単価契約による工事及び1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満の工事の場合

ア 次の条件を全て満たすことが必要です。ただし、営業所専任技術者を現場代理人として配置する場合は、営業所における専任義務があるため、工事への配置を1件のみ認める（工事の兼任は認めない。）ものとします。

なお、当該工事の変更契約により、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となった場合においても、引き続き兼任を認めます。ただし、現場代理人が主任技術者又は監理技術者を兼任している場合は、主任技術者又は監理技術者に専任義務が発生するため、兼任を認めません。当該工事又は兼任している工事のいずれかに新たに配置する技術者が必要となります（上記1（1）に該当する場合を除く。）。

（ア） 本市（上下水道局を含む。）発注工事であること

（イ） 公告等において、兼任不可の条件が付された工事ではないこと

（ウ） 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと

イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書（別紙1）」を提出してください。

・既に本市発注工事に配置している主任技術者等を落札候補となった本市発注工事の現場代理人と兼任させる場合

⇒事後審査時に提出

(3) 上記3（1）及び（2）により兼任配置した工事において、工事請負契約書に定める現場代理人の職務等を誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとします。

(4) 監理技術者として配置している者との兼任については、上記2（1）に規定する請負金額内の工事に配置している者との兼任の場合のみ認めるものとします。

4 配置予定技術者届の様式変更

主任技術者、監理技術者及び現場代理人の専任を緩和することに伴い、これまで提出を求めていた「配置予定技術者届」を、「配置予定現場代理人・技術者届（別紙2）」に変更します。

5 監理技術者等の専任を要しない期間（監理技術者制度運用マニュアル関係）

建設業の生産性の向上を図り、より一層の建設工事の適正な施工を確保するため、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しないものとします。

「工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間」

なお、従前から工事現場への専任を要しないものとしている次の（1）から（3）に掲げる期間については、今後も専任を要しないものとします。

また、次の（1）から（3）に掲げる期間については、専任を要しないものとしていましたが、当該期間中は、他の案件の専任の監理技術者等としての配置を認めていませんでした。今回の取扱いと整合を図るため、上記の期間及び次の（1）から（3）に掲げる期間においても、今後、他の案件に専任を要する監理技術者等として配置することを認めます。ただし、当該期間内に確実に終了する案件への配置に限るものとします。

(1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。なお、現場施工に着手する日は、契約締結後に監督職員との打合せにおいて定める。

(2) 橋りょう、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む建設工事において、工場製作のみが行われている期間。
なお、当該期間については、請負契約の締結後、打合せにおいて定めるものとする（公告に定めがある場

合に限る。）。

- (3) 工事の検査が本市の都合により遅延した場合において、当初の検査日から実際の完成検査確認日（単価契約の建設工事については、契約期間の末日）までの期間

6 適用時期

平成26年4月1日以降に一般競争入札により発注する案件から適用します。

平成27年4月1日以降に一般競争入札により発注する案件から適用します。(平成27年4月改正)

平成28年6月1日以降に一般競争入札により発注する案件から適用します。(平成28年6月改正)

7 備考

適用時期より前に一般競争入札により発注した案件については、請負金額に関わらず専任するものとしていましたが、今回の取扱いの変更により、各条件を満たす場合は兼任を認めるものとします。

主任技術者、監理技術者及び現場代理人の専任緩和に係る取扱いについて、資料2にも記載しておりますのでご参照ください。

専任の主任技術者及び現場代理人の兼任に係る条件の取扱いについて

1 件の請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上の工事について、1（1）ア、3（1）ア(エ)及び(オ)にある専任の主任技術者及び現場代理人の兼任に係る条件の取扱いは下記のとおりとします。

記

1 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に係る具体例

（1）該当工事の対象となる工作物に一体性が認められる工事

- ・同一箇所における道路改良工事と水道管移設工事
- ・同一箇所における施設建築工事と解体工事

（2）該当工事の対象となる工作物に連続性が認められる工事

- ・工区を分割した同一工種の連続した工事（〇〇工事（第一工区）工事と〇〇工事（第二工区））

（3）施工にあたり相互に調整を要する工事

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する工事
- ・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する工事
- ・資材の調達を一括で行い、相互に工事調整を要する工事

2 工事現場の相互の距離が 10 km 程度の近接した場所の取扱いについて

工事現場間の直線距離が 10 km 以下であること。なお、A 工事において現場が 2 か所以上ある場合には、兼任するもう一方の B 工事現場から見て遠方にあたる工事現場までの直線距離が 10 km 以下であること。また、A 工事、B 工事それぞれの工事現場が 2 か所以上ある場合には、それぞれ遠方の工事現場から見て直線距離が 10 km 以下であること。

技術者の配置状況別の入札参加申請可否一覧表

(現場代理人と監理技術者又は主任技術者を兼任して配置させる案件に申請する場合)

	工事への配置状況 【配置技術者名】		3,500万円未満の工事 への入札参加申請	3,500万円以上の工事 への入札参加申請
1	未配置		○(2件)	○(1件)
2	未配置 【営業所専任技術者】の場合		○(1件)	×
3	1件の3,500万円未満の工事に配置済 【現場代理人】、【主任技術者】又は 【監理技術者】として配置している場合		○(1件) ※ただし、本市(上下水道局を含む。)発注工事以外の工事に現場代理人として既に配置済の場合は、現場代理人として入札参加申請できないため、主任技術者又は監理技術者として入札参加申請できる件数を1件とする。	×
4	1件の3,500万円未満の工事に配置済 【営業所専任技術者】の場合		×	×
5	2件の3,500万円未満の工事に配置済		×	×
6	1件の 3,500万 円以上の 工事に配 置済	【現場代理人】又は【主任技術者】として配置している場合	×	×
7		【監理技術者】として配置している場合	×	×

※ この表において、3,500万円未満の工事とは、単価契約による工事及び1件の請負金額(税込)が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満の工事をいう(以下同じ。)

※ この表において、3,500万円以上の工事とは、1件の請負金額(税込)が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事をいう(以下同じ。)

※ 工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえ、現場代理人(主任技術者を兼任している場合を含む。)の兼任を認めないと判断した工事については、この限りではありません。

× は、入札参加申請はできないが、条件を満たせば兼任することが可能

× は、入札参加申請ができず、兼任も不可

事例：土木工事を希望するA社では、主任技術者資格を持つ技術者を3人雇用しており、そのうち1人(□□氏)は工事に未配置(前表の1に該当)、1人(△△氏)は営業所専任技術者で工事に未配置(前表の2に該当)、1人(○○氏)は3,500万円以上の本市発注工事(土木工事)に現場代理人及び主任技術者として配置されている場合(前表の6に該当)に、入札参加申請できるケースは次のとおりです。

(1) 3,500万円未満の工事を3件まで

1件の3,500万円未満の工事の落札候補者となり、□□氏を当該落札候補案件の配置予定現場代理人及び配置予定技術者とする場合、申請した残り2件のうち、1件の配置予定現場代理人及び配置予定技術者として□□氏を記入することができます。

配置予定現場代理人・技術者届(抜粋)

調達案件番号 申請工事名称	辞退	配置予定現場代理人 配置予定技術者	営業所 専任 技術者	現在配置している工事名称 (配置状況)	契約金額 (税込)
4261000XX1 A町交差点改良工事 (3,500万円未満の工事) 【落札候補案件】		□□ □□ 同上		(現・監・主・他) (現・監・主・他)	
4261000XX2 B町道路整備工事 (3,500万円未満の工事)		□□ □□ 同上		3,500万円未満の工事を兼任できる□□氏を記入 ※△△氏は営業所専任技術者であるため、工事の 兼任はできない。	
4261000XX3 C町歩道改良工事 (3,500万円未満の工事)		△△ △△ 同上	○ ○	(現・監・主・他) (現・監・主・他)	

(2) 3,500万円未満の工事、3,500万円以上の工事をそれぞれ1件ずつ、計2件

3,500万円以上の工事の落札候補者となり、落札候補案件が○○氏の配置されている工事と兼任できる要件を満たしている場合は、落札候補案件の配置予定現場代理人及び配置予定技術者として○○氏を記入することができます。ただし、兼任が認められない可能性がありますので、その際に配置できる技術者(□□氏)を併せて記入する必要があります。

配置予定現場代理人・技術者届(抜粋)

調達案件番号 申請工事名称	辞退	配置予定現場代理人 配置予定技術者	営業所 専任 技術者	現在配置している工事名称 (配置状況)	契約金額 (税込)
4261000XX1 A地区道路改良工事 (3,500万円以上の工事) 【落札候補案件】		○○ ○○ 同上		A地区下水管布設工事 (現・監・主・他) 同上 (現・監・主・他)	38,500,000円 同上
4261000XX1 A地区道路改良工事 (3,500万円以上の工事) 【落札候補案件】	同案件	□□ □□ 同上		○○氏の兼任が認められない場合に配置 する技術者(□□氏)を記入 ※△△氏は営業所専任技術者であるため、 3,500万円以上の工事に配置できない。	
4261000XX2 B町下水管布設工事 (3,500万円未満の工事)		△△ △△ 同上	○ ○	(現・監・主・他) (現・監・主・他)	

現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書

別紙1

堺 市 長 様

平成 年 月 日

登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地

--

商号又は
名称

--

代表者職
氏 名

印

--

次の対象工事について、他の工事に配置している者を兼任させたいため、次のとおり、申請し誓約します。

兼任にあたっては、監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保し、監督員に求められた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行います。なお、現場代理人及び技術者の職務等を誠実に行われないと判断された場合は、兼任配置を解除されても異議を申し立てません。また、当該現場代理人及び技術者の兼任に関する違反が明らかになった場合は、入札参加停止等の措置を受けたとしても異議を申し立てません。

1 兼任させる者について

氏名	
----	--

2 配置状況について

	対象工事	既に配置している工事
調達案件番号		
工事名		
工事場所		
請負金額（税込）	円	円
工期	平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
発注者		
監督員氏名		
配置状況	現場代理人 ・ 主任技術者 監理技術者 ・ その他	現場代理人 ・ 主任技術者 監理技術者 ・ その他

- ・発注者欄は、発注者が本市(上下水道局を含む。)の場合は工事担当課名を記入してください。
- ・配置状況欄は、当該工事への配置状況に該当するものに○を記入してください。

3 兼任申請理由（請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事を兼任する場合のみ）

兼任申請理由	1 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 2 施工にあたり相互に調整を要する工事	
上記理由を 満たす具体 的な内容	対象工 事間の 距離	. k m

- ・兼任申請理由欄は、該当する番号に○を記入してください。
- ・対象工事間の距離は、小数点第一位まで記入してください。
- ・申請にあたっては、対象工事の施工場所及び工事概要がわかる書面（位置図、工事設計書等）を添付すること。

※兼任配置する両工事の発注者に承認を得られない場合は、兼任を認めないものとする。

別紙2

(押印不要)

- ・落札候補者となった工事と同一月に公告された工事のうち、入札参加申請を行った全ての工事(落札候補者となった工事、入札参加資格が認められなかった工事及び入札を辞退した又は辞退する予定の工事を含む。)を記入してください
- ・申請した工事に配置する予定の技術者名等を記入してください。また、当該技術者等を他の工事に配置している場合は、現在配置している工事について記入してください。当該工事への配置状況については、現場代理人は「現」に、監理技術者は「監」に、主任技術者は「主」に、他の技術者(監理技術者又は主任技術者以外の技術者)は「他」に○をしてください。なお、他の技術者として、現在工事に配置している場合は、本市工事と兼任させる見込みである工事のみ記入してください。
- ・記載した全ての技術者等について、雇用確認書類(入札公告において定められた書類に限る。)を提出してください。
- ・記入した工事について、既に入札辞退届を提出している場合は辞退欄に「済」、入札辞退届を提出する予定である場合は辞退欄に「予」と記入してください。
- ・建設業法第7条及び第15条に定める営業所専任技術者は、営業所専任技術者欄に○を記入してください。また、営業所専任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事に配置できませんので注意してください。